

国民健康保険税の税率を改正します

①増加する医療費	②被保険者数の減少	③底をつく基金
近年、医療費の大幅な増加に伴い、平成21年度から25年度の5年間で給付にかかる費用は約7億円、1人当たりで約6万円増加しています。	1人当たりの国保税額は増加しているにもかかわらず、加入者数の減少により、税額全体としては医療費の伸びをカバーできていません。	平成20年度末に2億円あった基金(貯金)は、毎年取り崩して収入に充てたことにより、平成26年度末には底をついてしまっています。

このような状況の中で、国保財政の健全化を図り、加入者の皆さんが安心して医療を受けることができるよう、平成27年度からやむを得ず国保税の税率を改正することになりました。改正内容は下表のとおりです。

改正の内容		所得割	資産割	均等割	平等割
医療保険分 (賦課限度額 52万円)	平成27年度	5.7%	16.0%	28,400円	23,000円
	平成26年度	5.5%	18.0%	27,200円	22,000円
	増減	+0.2%	△2.0%	+1,200円	+1,000円
後期高齢者支援分 (賦課限度額 17万円)	平成27年度	2.6%	4.0%	7,600円	5,800円
	平成26年度	2.3%	6.0%	6,400円	4,800円
	増減	+0.3%	△2.0%	+1,200円	+1,000円
介護保険分 (賦課限度額 16万円) ※40~64歳の人のみ	平成27年度	1.8%	4.0%	9,000円	6,000円
	平成26年度	1.8%	4.0%	7,200円	6,000円
	増減	—	—	+1,800円	—

国民健康保険税の軽減制度について

前年中の所得が一定額以下の世帯に対して、均等割、平等割の負担を軽くする軽減制度を設けています。申請は必要ありませんが、所得の申告のない人は軽減を受けられません。

倒産・解雇などで離職された人へ

倒産・解雇・雇止めなどの理由で離職した人が、安心して医療にかかれるよう、国保税を軽減します。

○次の全ての条件を満たす人が対象です。

- ・平成21年3月31日以降に失業した人
- ・失業時点で65歳未満の人
- ・雇用保険の失業給付を受ける人で、雇用保険受給資格者証の離職コードが次の非自発的失業の離職理由コードに該当する人(11、12、21、22、23、31、32、33、34)

○該当する人の国保税について、前年の給与所得を30/100に減らして計算します。

軽減期間は離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末までです。

※軽減を受けるには申請が必要です。制度の詳細い内容はお問い合わせください。

【問合先】国保年金課 ☎53-2208